

津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年4月1日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第48号

津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津和野町建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を促進することにより町民の生命と財産の保護を目的として、木造住宅の耐震改修等を行う者に対してその耐震改修等に要する費用の一部を補助することとし、その交付について津和野町補助金等交付規則(平成17年津和野町規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部が木造(木造以外と混構造のものを除く。)の一戸建ての住宅(併用住宅においては、延べ面積の2分の1以上を居住の用途に供するものに限る。)をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により、耐震診断技術者(島根県耐震改修設計施工技術者名簿に登録されている者及びこれと同等の技術を有していると認められる者をいう。)が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震補強計画 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅に対して、当該評点を1.0以上に向上させるための計画(耐震診断技術者により設計されたものに限る。)をいう。
- (4) 耐震改修 補強計画に基づき実施する工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 この事業の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 津和野町内に所在する木造住宅であり、継続して居住するものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築し、又は建築に着手した木造住宅であること。
- (3) 階数が2階以下であって、一戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅又は共同住宅であること。

(補助対象者)

第4条 この事業の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 津和野町に居住する者
- (2) 補助対象住宅の所有者又は固定資産税の納税義務者で、国、地方公共団体又は独立行政法人でないもの(共有名義の木造住宅にあつては、共有者全員の合意により選出された者)
- (3) 町税等を滞納していない者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、次の表に定める額(補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

事業区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
耐震診断事業	耐震診断に要する費用	補助対象費用の3分の2以内の額	住宅1棟当たり9万円
耐震改修事業	耐震改修に要する費用	助成額(補助対象経費に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額に相当する	住宅1棟当たり80万円

		額(以下「所得税特別控除相当額」という。)を加えた額をいう。)から所得税特別控除相当額を控除した額の100分の23以内	の額
--	--	---	----

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業の着手前に津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の付近見取図、配置図及び平面図
- (2) 見積書等の写し
- (3) 補助対象住宅の建築又は着手年月日が確認できる書類の写し
- (4) 入居者全員の同意書(長屋又は共同住宅の場合に限る。)
- (5) 世帯全員の津和野町税等の滞納がないことの証明書

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金変更の申請)

第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、耐震診断事業等の計画の内容を変更又は中止しようとするときは、津和野町木造住宅耐震化等促進事業計画変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金変更の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、津和野町木造住宅耐震化等促進事業完了実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震化事業の成果報告書
- (2) 耐震化事業にかかる契約書の写し
- (3) 耐震化事業に要した費用の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金確定通知書(様式第6号)により、速やかに補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業者が事業を完了した後において交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対しその決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

津和野町長 様

申請者 住所
氏名
(連絡先)電話

年度 津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付申請書

津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

※必要事項を記入または○をしてください。

希望する事業区分	耐震診断(一般診断法・精密診断法)
耐震改修等を希望する住宅の概要	
建築(着工)年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (昭和56年6月1日以降は対象外)
利用形態	一戸建ての住宅・併用住宅(2分の1以上が居住の用に供するもの)
住宅の床面積	m ²
住宅の階数	平屋 ・ 2階
住宅の構造	在来軸組構法・枠組壁工法・伝統的構法
居住の有無	現在住んでいる ・ 年 月より居住予定

添付書類

1. 当該住宅の付近見取図、配置図、平面図
2. 耐震診断業務の見積書
3. 住宅の建築又は着手年月日が確認できる書類(写し)
4. 世帯全員の町税等の納税証明書
5. その他

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

津和野町長

年度津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付を決定します。

交付決定額 _____ 円

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

津和野町長 様

住 所

氏 名

年度津和野町木造住宅耐震化等促進事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のありました耐震改修等の実施計画を 変更・中止 したいので、津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更・中止する理由

2 変更・中止する内容

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

津和野町長

年度津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した津和野町木造住宅耐震化等促進事業補助金について、次のとおり変更したので通知します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更理由

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

津和野町長 様

住 所
氏 名

年度津和野町木造住宅耐震化促進事業完了実績報告書

津和野町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事業内容 耐震診断(一般診断法・精密診断法)
- 2 完了年月日 完了 年 月 日
- 3 交付決定日 年 月 日付第 号
- 4 経費精算額 _____ 円
- 5 交付決定額 _____ 円
- 6 添付資料

当該住宅の耐震診断結果報告書等の写し

耐震診断に要した費用の領収書の写し

様式第 6 号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

津和野町長

年度津和野町木造住宅耐震化促進事業補助金確定通知書

津和野町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金を確定しましたので通知します。

補助金確定額 _____ 円

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

津和野町長 様

住 所
氏 名

年度津和野町木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書

津和野町木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

- 1 事業内容 別紙実績報告書のとおり
- 2 経費の精算額 _____ 円
- 3 交付決定額 _____ 円
- 4 補助金確定額 _____ 円
- 5 請求額 _____ 円

6 金融機関口座等

(1) 金融機関名(支店名)

(2) 預金種類〔 〕 ← 1. 普通 2. 当座 3. その他()

(3) 口座名義(フリガナ)

(4) 口座番号